

○ 都道府県協議会の権限強化（医師法改正）

- ・ 機構等が医師の研修に関する計画を定め又は変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事の意見を聴くこと（義務化）
- ・ 機構等が都道府県の意見を反映させること（努力義務化）
- ・ 都道府県は意見を述べるに当たってはあらかじめ地域医療対策協議会の意見を聴くこと（義務化）

⇒ 専門医制度における地域医療対策協議会の権限が強化

専門研修プログラムの認定に際して、機構等の対応等について、地域医療確保の観点から対応を行っていく必要

○ 今後の制度実施による地域医療への影響

新たな専門医制度の開始に伴う都における地域医療への影響等について、今後の実施状況等を踏まえ、検証していく必要



東京都地域医療対策協議会のもとに、専門医制度に関する検討・協議を行う部会を設置する。
（部会の内容については、東京都地域医療対策協議会に対し、適宜報告を行う。）

構成員

東京都地域医療対策協議会委員の中から選出

※その他、必要に応じて関係者等に意見を聴取
（学会代表、各領域の代表や各プログラム責任者等）

実施内容

地域医療確保の観点から、

- 前年度の専攻医採用実績者等の確認
- 制度による地域医療への影響の検証
- 制度やプログラム等に関する機構への要望
- 次年度のプログラムに関する協議
- プログラム責任者等からの要望等の聴取・対応方針の検討
- 機構への要望

など

スケジュール

		専門医制度	部会	協議会 (3月:部会設置承認)	
H30	4月	(1日)平成31年度プログラムの開始 (～末日)平成31年度研修プログラムの申請・変更等を受け付け			
	5月				
	6月	・各基本領域学会による1次審査 ・都道府県協議会における協議 ・日本専門医機構による2次審査	① 平成30年度の専攻医採用状況の確認、必要に応じて機構へ意見等		
	7月		② 平成31年度のプログラムに関する協議の実施		
	8月				
	9月	(1日)専攻医の登録を開始			
	10月				
	11月				
	12月				
	H31	1月			
		2月			
		3月			①部会活動・専門研修実施状況の報告
4月		平成31年度プログラムの開始			

必要な情報を提供